

「三重県建築物耐震改修促進計画（素案）」に対する意見募集の結果

- 1 実施期間 平成 28 年 1 月 6 日（水）から平成 28 年 2 月 5 日（金）まで
- 2 寄せられたご意見の数 1 件
- 3 ご意見の概要とご意見に対する考え方

番号	該当箇所 (該当ページ、項目名等)	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方	結果
1	(箇所指定なし)	<p>以前、賃借建築物において事業活動を行っていたが、耐震診断を行ったところ、非常に厳しい検査結果が出た。しかし、建築物の所有者が耐震補強工事を行わないため退去した。</p> <p>建築物の所有者は、そのままの危険な状態で賃借するとのことである。</p> <p>耐震改修促進法は、耐震診断結果に基づいて安全な街づくりを推進するためであり改修を促進するための法規と理解している。</p> <p>この状態で次テナントに賃貸した場合、耐震改修は更に先延ばしされることになると思う。</p> <p>このような状態を管轄自治体としてどのように対応されていくのかを明確に示していただきたい。</p>	<p>頂きましたご意見につきましては、建築物の所在地から、建築物を所管する自治体が市（所管行政庁）であるため、同市（所管行政庁）へお伝えしました。</p> <p>なお、本県の住宅・建築物の耐震化の促進にあたっては、自助、共助、公助の原則を踏まえ、まず建物所有者が自らの課題であり、かつ地域の問題であることを認識し、主体的に取り組むことが不可欠と考えています。</p> <p>その一方で、県は建物所有者の主体的な取組を支援するため、耐震診断及び耐震改修を実施しやすくするための環境整備や情報提供など、技術的な支援を行うものとしています。</p> <p>また、県は震災対策上公共性が高いなど公共的な観点から必要がある場合に、財政的支援を行うものとしています。</p> <p>これらについて、本計画（素案）第3章の基本的な取組方針において明記しています。</p>	今後の取り組みの参考とします